

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社 （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和三年
号外（八）
二月二十六日

（金曜日）

目次

監査公表

監査結果の公表.....一

○監査公表

監査委員公表第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月26日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	木	付	親	次
大分県監査委員	原	田	孝	司

令和三年二月二十六日

大分県報号外（監査公表）

令和２年度行政監査結果報告書

－ テーマ －

高額機器等の管理・活用状況等について

令和３年２月

大分県監査委員

目 次

第1 監査のテーマ及び監査の目的

- 1 監査のテーマ |
- 2 監査の目的 |

第2 監査の実施概要

- 1 監査の種類及び基準 |
- 2 監査の主眼 |
- 3 監査対象機器及び監査対象機関等 2
 - (1) 監査対象機器 2
 - (2) 監査対象機関及び管理箇所 2
- 4 監査対象年度 3
- 5 監査の実施時期及び実施内容 4
 - (1) 実施時期 4
 - (2) 実施内容 4

第3 監査対象事務の概要

- 1 監査対象機器の状況 5
 - (1) 保有物品 5
 - (2) 借用物品 9
 - (3) 処分物品 12
- 2 物品管理事務の概要等 15
 - (1) 物品管理事務の概要 15
 - (2) 平成21年度行政監査の結果 20
 - (3) 平成27年度包括外部監査の結果 21

第4 監査の結果

- 1 導入 ～必要な検討がされているか 22
 - (1) 計画的な導入 22
 - (2) 導入における検討内容 23
 - (3) 審査会 24
- 2 管理 ～適正な手続により管理されているか 25
 - (1) 規則等に係る手続等 25
 - (2) 備品管理システムによる管理 29
 - (3) 保守等の実施 32

(4) 保管の状況	32
3 利用 ～有効に活用されているか	34
(1) 管理箇所における利用	34
(2) 他機関の利用	35
4 内部統制の取組	40
(1) 内部統制の実施状況	40
(2) 問題点	40
(3) 参考事例	40
5 その他	41
(1) 効率的な業務の推進	41
(2) 地方公会計制度について	41
まとめ	43
参考資料 1	45
参考資料 2	45
参考資料 3	46
参考資料 4	56
参考資料 5	56
参考資料 6	57

第1 監査のテーマ及び監査の目的

1 監査のテーマ

「高額機器等の管理・活用状況等について」

2 監査の目的

「安心・活力・発展プラン2015」～2020改訂版～では、先進技術の活用等によるものづくり産業の活性化や、農林水産業における魅力ある商品（もの）づくり、ICTを活用した教育の推進等を目指している。

地場産業の先導・牽引役の一翼を担う試験研究機関や、県立学校等の教育機関では、多くの高額機器（大分県高額機器の有効活用に関する指針第2の1に規定するもの。以下同じ。）を備えているが、県が取得し保有する財産、特に高額機器は、適切かつ有効に活用し、その取得目的に応じた効果が発揮されなければならない。

しかし、これらの高額機器は、導入からの時間の経過により、ニーズの変化や故障等に伴う利用頻度の低下、さらには、適正な管理が行われなくなることが懸念される。

そこで、高額機器等の管理・活用状況等について監査することにより、今後の事務改善や効率化に資する。

第2 監査の実施概要

1 監査の種類及び基準

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項に定める行政監査として、大分県監査委員監査基準（令和2年3月3日大分県監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し実施した。

2 監査の主眼

この監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

(1) 導入について

ア 導入の必要性や調達方法について検討されているか。

(2) 管理について

ア 大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号。以下「規則」という。）等にしたがった管理が行われているか。

イ 備品管理システムへの登録は適正に行われているか。

ウ 保守等は適正に行われているか。

エ 適切に保管されているか。

(3) 利用について

ア 有効に活用されているか。

イ 貸付料等の算定や収入事務は適正に行われているか。

この他、監査に当たっては、内部統制の取組状況や地方公会計制度に関する事項等についても意を用いた。

3 監査対象機器及び監査対象機関等

(1) 監査対象機器

ア 令和2年3月31日現在保有又は借用中の「物品」（法第239条第1項の物品のことをいう。以下同じ。）のうち次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 「物品分類表」（平成24年3月30日付け用管第3442号会計管理局長通知）により次に分類される物品

中分類	小分類
01 船舶	01 動力船 02 無動力船
02 車両及び運搬具	03 庁用自動車等（ただし、「大分県庁用自動車等管理規程」、「警察車両管理規程」及び支援学校スクールバス等の「運行要領」の対象車を除く。） 04 運搬具
03 機械器具	05～08 産業用機器 09 医療・衛生用機器 10～14 精密機器・計測機器 15～18 電気・電子機器 19 教養・体育用機器
04 事務・生活用品	20～21 事務用品

(イ) 取得金額又は評価額（借用物品については、契約期間におけるリース料総額）が500万円以上の物品

イ 平成29年度から令和元年度までに処分をした物品のうちアの(ア)及び(イ)に該当するもの（処分のために会計管理局用度管財課（以下「用度管財課」という。）へ引継又は管理換えしたものを含む。）

(2) 監査対象機関及び管理箇所

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、教育庁及び教育機関並びに警察本部及び警察署の各機関が管理する監査対象機器について、保有数量、取得金額又は評価額及び活用状況等を考慮して選定した71機関（79箇所）並びに物品管理の主管課である用度管財課とした。

[表1 監査対象機関数・監査対象管理箇所数]

（単位：機関、箇所）

部局等	監査対象機関数			
			監査対象管理箇所数（※）	
			保有・借用物品監査	処分物品監査
知事部局	31	38	37	9
総務部	4	4	4	—
企画振興部	1	1	1	—
福祉保健部	2	2	2	—
生活環境部	7	7	7	2
商工観光労働部	7	7	7	4
農林水産部	5	12	12	2
土木建築部	5	5	4	1
教育庁及び教育機関	30	31	29	13
警察本部	10	10	10	1
計	71	79	76	23
会計管理局用度管財課 （物品管理の主管課）	1	1		
計	72	80		

※監査対象管理箇所（以下「管理箇所」という。）数は、監査対象機関の分場・分校等を単位としたもの

[表2 管理箇所]

部 局		管 理 箇 所
知 事 部 局	総務部	県政情報課※ 税務課※ 市町村振興課※ 公文書館※
	企画振興部	芸術文化スポーツ振興課
	福祉保健部	医療政策課 東部保健所※
	生活環境部	食品・生活衛生課※ 環境保全課※ 循環社会推進課※ 防災局防災対策企画課 衛生環境研究センター 動物愛護センター※ 消防学校※
	商工観光労働部	情報政策課 観光局観光政策課 産業科学技術センター 県立工科短期大学校 県立大分高等技術専門校 県立佐伯高等技術専門校※ 県立日田高等技術専門校※
	農林水産部	林務管理課 漁業管理課※ 農林水産研究指導センター農業研究部 農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ 農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ 農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ 農林水産研究指導センター畜産研究部 農林水産研究指導センター林業研究部 農林水産研究指導センター水産研究部 農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ 県立農業大学校※ 大分家畜保健衛生所※
	土木建築部	河川課※ 砂防課 公園・生活排水課 大分土木事務所※ 日田土木事務所※
	会計管理局	用度管財課
	教育庁及び教育機関	教育財務課 体育保健課 県立図書館 香々地青少年の家 九重青少年の家※ 県立歴史博物館 国東高等学校 国東高等学校双国校※ 日出総合高等学校※ 大分舞鶴高等学校※ 大分南高等学校※ 大分工業高等学校 大分商業高等学校※ 芸術緑丘高等学校※ 大分西高等学校※ 鶴崎工業高等学校 情報科学高等学校※ 大分東高等学校※ 海洋科学高等学校 津久見高等学校 佐伯豊南高等学校 三重総合高等学校※ 久住高原農業高等学校※ 玖珠美山高等学校※ 日田三隈高等学校※ 日田林工高等学校 中津東高等学校 宇佐産業科学高等学校 盲学校※ 佐伯支援学校※ 大分豊府中学校※
警察本部		警務課※ 情報管理課※ 地域課※ サイバー犯罪対策課※ 刑事企画課※ 鑑識課※ 科学捜査研究所※ 交通指導課 交通規制課※ 運転免許課※
計		80箇所

※ 書面監査とした箇所

4 監査対象年度

平成29年度から令和元年度まで

ただし、用度管財課における一括処分及び物品実地検査については平成27年度から令和元年度まで、備品管理システムの登録データと現品の照合の実施状況については令和元年度及び2年度、内部統制等については令和2年度を対象とした。

5 監査の実施時期及び実施内容

(1) 実施時期

監査は、令和2年9月から12月までの間に実施した。

(2) 実施内容

ア 実施方法

各管理箇所に監査調書及び資料の提出を求め、当該調書を基に監査委員事務局職員が職員監査を行い、その結果を踏まえて委員監査を実施した。

イ 関係人調査

県から監査対象機器の貸付けを受けている団体のうち、次に掲げる4団体について、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

一般社団法人大分県医師会

(医療政策課 大分県医師会関連)

指定管理者ビーコンプラザ共同事業体

(観光政策課 大分県立別府コンベンションセンター関連)

公益財団法人森林ネットおおいた

(林務管理課 大分県林業研修所関連)

株式会社大宣

(公園・生活排水課 大分スポーツ公園関連)

(体育保健課 大分県立武道スポーツセンター関連)



グラップル ウィンチ付 (大分県林業研修所)



バスケット台 (大分県立武道スポーツセンター)

第3 監査対象事務の概要

1 監査対象機器の状況

監査対象機器の状況は、次のとおりである。

(1) 保有物品

ア 分類・取得価格別内訳

監査対象機器のうち、保有物品の分類・取得価格別点数及び金額は、表3のとおりである。取得価格別の点数では、全体の60.9%が500万円以上1,000万円未満であり、過半数を占める。分類別の点数では、機械器具が全体の95.2%を占め、中でも産業用機器が34.8%、精密機器・計測機器が33.9%と多い。また、電気・電子機器は、点数は全体の20.1%であるが、金額は全体の31.7%と高く、比較的高額なものが多いことが分かる。

[表3 保有物品の分類・取得価格別点数及び金額]

(単位：点、千円)

分 類		取得価格別点数					取得価格 又は 評価額
中分類	小分類	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	計	
船舶	動力船	－	－	－	2	2 (0.3%)	274,039 (3.3%)
	無動力船	7	－	－	－	7 (1.2%)	39,015 (0.5%)
		7	－	－	2	9 (1.5%)	313,054 (3.8%)
車両及び運搬具	庁用自動車等	－	－	－	－	－	－
	運搬具	2	－	－	－	2 (0.3%)	12,177 (0.1%)
		2	－	－	－	2 (0.3%)	12,177 (0.1%)
機械器具	産業用機器	133	47	18	1	199 (34.8%)	2,188,686 (26.1%)
	医療・衛生用機器	3	2	1	－	6 (1.0%)	86,384 (1.0%)
	精密機器・計測機器	106	58	27	3	194 (33.9%)	2,600,598 (31.1%)
	電気・電子機器	68	19	20	8	115 (20.1%)	2,657,458 (31.7%)
	教養・体育用機器	18	11	2	－	31 (5.4%)	322,163 (3.9%)
		328	137	68	12	545 (95.2%)	7,855,289 (93.8%)
事務・生活用品	事務用品	12	1	4	－	17 (3.0%)	193,555 (2.3%)
計		349 (60.9%)	138 (24.1%)	72 (12.6%)	14 (2.4%)	573 (100%)	8,374,075 (100%)

(注：借用物品は除く。)

イ 分類・取得年度別内訳

監査対象機器のうち、保有物品の分類・取得年度別点数は、表4のとおりである。取得年度別の点数では、全体の55.8%が、平成16年度以前に取得（取得後15年以上経過）したものであり、耐用年数を超過した機器を多く保有していることが分かる。

特に、船舶は9点のうち8点（88.9%）、機械器具のうちの産業用機器は199点のうち133点（66.8%）が平成16年度以前のものとなっている。

[表4 保有物品の分類・取得年度別点数]

(単位：点)

分 類		取得年度別点数							
中分類	小分類	～ H16	H17 ～ H21	H22 ～ H26	H27 ～ H28	H29	H30	R 1	計
船舶	動力船	1	－	1	－	－	－	－	2
	無動力船	7	－	－	－	－	－	－	7
		8	－	1	－	－	－	－	9
車両及び運搬具	庁用自動車等	－	－	－	－	－	－	－	－
	運搬具	－	－	2	－	－	－	－	2
		－	－	2	－	－	－	－	2
機械器具	産業用機器	133	29	16	12	6	1	2	199
	医療・衛生用機器	2	1	2	－	1	－	－	6
	精密機器・計測機器	112	27	24	12	7	5	7	194
	電気・電子機器	36	26	33	6	3	10	1	115
	教養・体育用機器	16	8	2	1	－	－	4	31
		299	91	77	31	17	16	14	545
事務・生活用品	事務用品	13	1	－	1	2	－	－	17
計		320 (55.8%)	92 (16.1%)	80 (14.0%)	32 (5.6%)	19 (3.3%)	16 (2.8%)	14 (2.4%)	573 (100%)

(注1：借用物品は除く。)

(注2：令和元年度取得の精密機器・計測機器7点のうち1点は、機器の再利用によるもの
(第4の3(1)イ参照))

ウ 管理箇所・取得価格別内訳

監査対象機器のうち、保有物品の管理箇所・取得価格別点数及び金額は、表5のとおりである。産業科学技術センターが、点数・金額共に、いずれも全体の約20%を占め、点数は112点と最多である。また、農林水産研究指導センターでは計63点(10.9%)、衛生環境研究センターでは25点(4.4%)の機器を保有しており、3試験研究機関で全体の34.9%を占めている。一方、教育関係機関では、県立工科短期大学校で49点(8.6%)、県立学校では、日田林工高等学校や大分工業高等学校、中津東高等学校が多数保有している。

[表5 保有物品の管理箇所・取得価格別点数及び金額]

(単位：点、千円)

管理箇所	取得価格別点数					取得価格 又は 評価額
	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	計	
公文書館	1	－	1	－	2 (0.3%)	31,557 (0.4%)
芸術文化スポーツ振興課	2	5	1	－	8 (1.4%)	110,956 (1.3%)
医療政策課	2	2	1	－	5 (0.9%)	90,820 (1.1%)
東部保健所	－	－	1	－	1 (0.2%)	28,933 (0.3%)
環境保全課	3	－	－	－	3 (0.5%)	15,001 (0.2%)
循環社会推進課	－	－	－	1	1 (0.2%)	116,655 (1.4%)
防災局防災対策企画課	2	1	－	－	3 (0.5%)	30,872 (0.4%)
衛生環境研究センター	13	6	6	－	25 (4.4%)	353,063 (4.2%)
動物愛護センター	1	－	－	－	1 (0.2%)	5,345 (0.1%)
消防学校	－	1	－	－	1 (0.2%)	18,375 (0.2%)
情報政策課	4	3	2	5	14 (2.5%)	1,242,653 (14.8%)
観光局観光政策課	10	5	2	－	17 (3.0%)	215,499 (2.5%)

(単位：点、千円)

管理箇所	取得価格別点数					取得価格 又は 評価額
	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	計	
産業科学技術センター	51	37	22	2	112 (19.6%)	1,671,103 (20.0%)
県立工科短期大学校	31	9	9	-	49 (8.6%)	566,873 (6.8%)
県立大分高等技術専門校	14	4	-	-	18 (3.1%)	156,178 (1.9%)
県立佐伯高等技術専門校	6	-	1	-	7 (1.2%)	60,683 (0.7%)
県立日田高等技術専門校	2	-	-	-	2 (0.3%)	13,615 (0.2%)
林務管理課	3	2	-	-	5 (0.9%)	58,758 (0.7%)
漁業管理課	5	-	1	-	6 (1.0%)	51,871 (0.6%)
農林水産研究指導センター農業研究部	9	4	2	-	15 (2.6%)	174,572 (2.1%)
農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	5	-	1	-	6 (1.0%)	58,314 (0.7%)
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	4	1	-	-	5 (0.9%)	40,558 (0.5%)
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	2	-	-	-	2 (0.3%)	17,512 (0.2%)
農林水産研究指導センター畜産研究部	11	1	-	-	12 (2.1%)	82,818 (1.0%)
農林水産研究指導センター林業研究部	6	10	-	-	16 (2.8%)	179,794 (2.1%)
農林水産研究指導センター水産研究部	5	1	-	-	6 (1.0%)	48,052 (0.5%)
農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ	1	-	-	-	1 (0.2%)	7,400 (0.1%)
県立農業大学校	2	-	-	-	2 (0.3%)	12,439 (0.1%)
大分家畜保健衛生所	4	1	-	-	5 (0.9%)	38,634 (0.5%)
河川課	-	-	-	1	1 (0.2%)	51,982 (0.6%)
砂防課	1	-	1	-	2 (0.3%)	45,080 (0.5%)
公園・生活排水課	7	1	9	1	18 (3.1%)	364,868 (4.4%)
教育財務課	-	1	-	-	1 (0.2%)	19,818 (0.2%)
体育保健課	6	4	-	-	10 (1.8%)	89,615 (1.1%)
県立図書館	8	-	3	-	11 (1.9%)	127,335 (1.5%)
香々地青少年の家	-	-	-	1	1 (0.2%)	127,195 (1.5%)
九重青少年の家	-	1	-	1	2 (0.3%)	66,304 (0.8%)
県立歴史博物館	-	-	2	1	3 (0.5%)	211,214 (2.5%)
国東高等学校	6	1	1	-	8 (1.4%)	95,194 (1.1%)
国東高等学校双国校	1	-	-	-	1 (0.2%)	6,739 (0.1%)
日出総合高等学校	8	1	-	-	9 (1.6%)	63,569 (0.8%)
大分南高等学校	2	-	-	-	2 (0.3%)	10,282 (0.1%)
大分工業高等学校	16	5	-	-	21 (3.7%)	170,848 (2.0%)
大分商業高等学校	1	1	-	-	2 (0.3%)	19,112 (0.2%)
芸術緑丘高等学校	1	-	-	-	1 (0.2%)	8,487 (0.1%)
大分西高等学校	1	-	-	-	1 (0.2%)	7,891 (0.1%)
鶴崎工業高等学校	13	3	-	-	16 (2.8%)	124,399 (1.5%)
情報科学高等学校	3	1	-	-	4 (0.7%)	34,897 (0.4%)
大分東高等学校	1	-	-	-	1 (0.2%)	5,974 (0.1%)
海洋科学高等学校	10	3	1	1	15 (2.6%)	292,589 (3.5%)
津久見高等学校	14	1	-	-	15 (2.6%)	106,383 (1.3%)
佐伯豊南高等学校	6	3	1	-	10 (1.8%)	116,195 (1.4%)
三重総合高等学校	2	-	-	-	2 (0.3%)	14,337 (0.2%)
久住高原農業高等学校	1	-	-	-	1 (0.2%)	6,767 (0.1%)
玖珠美山高等学校	2	-	-	-	2 (0.3%)	13,601 (0.2%)
日田三隈高等学校	-	1	-	-	1 (0.2%)	15,682 (0.2%)
日田林工高等学校	20	4	2	-	26 (4.5%)	261,540 (3.1%)
中津東高等学校	12	7	-	-	19 (3.3%)	176,403 (2.1%)
宇佐産業科学高等学校	4	4	1	-	9 (1.6%)	119,728 (1.4%)
盲学校	1	-	-	-	1 (0.2%)	5,750 (0.1%)
交通指導課	1	1	-	-	2 (0.3%)	23,940 (0.3%)
運転免許課	2	2	1	-	5 (0.9%)	71,454 (0.9%)
計	349 (60.9%)	138 (24.1%)	72 (12.6%)	14 (2.4%)	573 (100%)	8,374,075 (100%)

(注：借用物品は除く。)

エ 管理箇所・取得年度別内訳

監査対象機器のうち、保有物品の管理箇所・取得年度別点数は、表6のとおりである。直近3年間において、毎年度機器を購入により導入しているのは産業科学技術センターと衛生環境研究センターのみである。

[表6 保有物品の管理箇所・取得年度別点数]

(単位：点)

管理箇所	取得年度別点数							
	～ H16	H17 ～ H21	H22 ～ H26	H27 ～ H28	H29	H30	R 1	計
公文書館	2	-	-	-	-	-	-	2
芸術文化スポーツ振興課	8	-	-	-	-	-	-	8
医療政策課	2	1	2	-	-	-	-	5
東部保健所	-	-	-	-	1	-	-	1
環境保全課	-	-	-	3	-	-	-	3
循環社会推進課	-	-	1	-	-	-	-	1
防災局防災対策企画課	-	1	1	-	1	-	-	3
衛生環境研究センター	2	6	3	6	2	2	4	25
動物愛護センター	-	-	-	-	-	1	-	1
消防学校	-	-	1	-	-	-	-	1
情報政策課	-	11	3	-	-	-	-	14
観光局観光政策課	17	-	-	-	-	-	-	17
産業科学技術センター	59	15	21	4	8	2	3	112
県立工科短期大学校	30	7	2	8	2	-	-	49
県立大分高等技術専門校	9	2	3	2	-	1	1	18
県立佐伯高等技術専門校	6	-	-	-	1	-	-	7
県立日田高等技術専門校	-	1	-	1	-	-	-	2
林務管理課	4	-	1	-	-	-	-	5
漁業管理課	6	-	-	-	-	-	-	6
農林水産研究指導センター農業研究部	10	-	5	-	-	-	-	15
農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	4	1	-	-	-	-	1	6
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	5	-	-	-	-	-	-	5
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	2	-	-	-	-	-	-	2
農林水産研究指導センター畜産研究部	8	-	4	-	-	-	-	12
農林水産研究指導センター林業研究部	15	-	1	-	-	-	-	16
農林水産研究指導センター水産研究部	5	1	-	-	-	-	-	6
農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ	1	-	-	-	-	-	-	1
県立農業大学校	2	-	-	-	-	-	-	2
大分家畜保健衛生所	3	1	1	-	-	-	-	5
河川課	1	-	-	-	-	-	-	1
砂防課	2	-	-	-	-	-	-	2
公園・生活排水課	4	2	1	2	-	9	-	18
教育財務課	-	-	-	1	-	-	-	1
体育保健課	1	5	-	-	-	-	4	10
県立図書館	10	1	-	-	-	-	-	11
香々地青少年の家	-	1	-	-	-	-	-	1
九重青少年の家	2	-	-	-	-	-	-	2
県立歴史博物館	3	-	-	-	-	-	-	3
国東高等学校	5	3	-	-	-	-	-	8
国東高等学校双国校	-	1	-	-	-	-	-	1
日出総合高等学校	5	2	2	-	-	-	-	9
大分南高等学校	-	-	2	-	-	-	-	2
大分工業高等学校	10	6	4	-	1	-	-	21
大分商業高等学校	1	-	1	-	-	-	-	2
芸術緑丘高等学校	1	-	-	-	-	-	-	1
大分西高等学校	-	-	1	-	-	-	-	1
鶴崎工業高等学校	9	4	2	-	1	-	-	16
情報科学高等学校	1	1	2	-	-	-	-	4
大分東高等学校	1	-	-	-	-	-	-	1
海洋科学高等学校	13	2	-	-	-	-	-	15
津久見高等学校	5	3	5	-	1	1	-	15
佐伯豊南高等学校	7	2	-	1	-	-	-	10
三重総合高等学校	-	-	2	-	-	-	-	2
久住高原農業高等学校	-	-	1	-	-	-	-	1
玖珠美山高等学校	1	1	-	-	-	-	-	2
日田三隈高等学校	1	-	-	-	-	-	-	1
日田林工高等学校	19	3	2	1	-	-	1	26
中津東高等学校	11	5	2	-	1	-	-	19
宇佐産業科学高等学校	6	2	-	1	-	-	-	9
盲学校	1	-	-	-	-	-	-	1
交通指導課	-	1	1	-	-	-	-	2
運転免許課	-	-	3	2	-	-	-	5
計	320 (55.8%)	92 (16.1%)	80 (14.0%)	32 (5.6%)	19 (3.3%)	16 (2.8%)	14 (2.4%)	573 (100%)

(注：借用物品は除く。)

(2) 借用物品

ア 分類・賃借料別内訳

監査対象機器のうち、借用物品の分類・賃借料別点数及び金額は、表7のとおりである。賃借料別の点数では、1,000万円以上2,000万円未満が最も多く全体の31.6%、次いで、500万円以上1,000万円未満が全体の28.6%を占める。分類別では、電気・電子機器が最も多く、点数では全体の65.3%、金額では全体の92.2%を占めている。

[表7 借用物品の分類・賃借料別点数及び金額]

(単位：点、千円)

分 類		賃借料別点数					賃借料		
中分類	小分類	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	5,000万円以上	計			
		1,000万円未満	2,000万円未満	5,000万円未満					
船舶	動力船	—	—	—	—	—	—	—	
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
車両及び運搬具	庁用自動車等	—	—	—	—	—	—	—	
	運搬具	—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
機械器具	産業用機器	1	—	—	—	1	(1.0%)	7,679	(0.1%)
	医療・衛生用機器	2	—	—	—	2	(2.0%)	12,463	(0.2%)
	精密機器・計測機器	9	9	5	—	23	(23.5%)	351,495	(5.7%)
	電気・電子機器	12	20	9	23	64	(65.3%)	5,727,565	(92.2%)
	教養・体育用機器	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	29	14	23	90	(91.8%)	6,099,202	(98.2%)
事務・生活用品	事務用品	4	2	2	—	8	(8.2%)	112,258	(1.8%)
計		28 (28.6%)	31 (31.6%)	16 (16.3%)	23 (23.5%)	98	(100%)	6,211,460	(100%)

イ 分類・借用開始年度別内訳

監査対象機器のうち、借用物品の分類・借用開始年度別点数は、表8のとおりである。借用開始年度別の点数では、全体の90.8%が平成27年度以降（借用開始後5年以内）となっている。

[表8 借用物品の分類・借用開始年度別点数]

(単位：点)

分 類		借用開始年度別点数							
中分類	小分類	～ H16	H17 ～ H21	H22 ～ H26	H27 ～ H28	H29	H30	R1	計
船舶	動力船	-	-	-	-	-	-	-	-
	無動力船	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
車両及び運搬具	庁用自動車等	-	-	-	-	-	-	-	-
	運搬具	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
機械器具	産業用機器	-	-	-	1	-	-	-	1
	医療・衛生用機器	-	-	-	1	-	-	1	2
	精密機器・計測機器	-	1	8	1	3	3	7	23
	電気・電子機器	-	-	-	23	11	10	20	64
	教養・体育用機器	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	1	8	26	14	13	28	90
事務・生活用品	事務用品	-	-	-	1	1	2	4	8
計		-	1 (1.0%)	8 (8.2%)	27 (27.5%)	15 (15.3%)	15 (15.3%)	32 (32.7%)	98 (100%)

ウ 管理箇所・賃借料別内訳

監査対象機器のうち、借用物品の管理箇所・賃借料別点数及び金額は、表 9 のとおりである。情報政策課における点数が最も多く 21 点あり、全体の 21.4%、金額は 35.0% を占めている。賃借料額には、保守料等が含まれている場合が多い。

[表 9 借用物品の管理箇所・賃借料別点数及び金額]

(単位：点、千円)

管理箇所	賃借料別点数					賃借料
	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	計	
県政情報課	3	1	-	-	4 (4.1%)	35,128 (0.6%)
税務課	2	1	2	-	5 (5.1%)	85,556 (1.4%)
市町村振興課	1	3	-	-	4 (4.1%)	45,672 (0.7%)
衛生環境研究センター	3	5	1	-	9 (9.2%)	100,339 (1.6%)
情報政策課	3	5	4	9	21 (21.4%)	2,170,953 (35.0%)
県立工科短期大学校	-	1	-	-	1 (1.0%)	14,794 (0.2%)
林務管理課	-	1	-	-	1 (1.0%)	17,483 (0.3%)
農林水産研究指導センター農業研究部	2	1	-	-	3 (3.1%)	29,588 (0.5%)
農林水産研究指導センター畜産研究部	3	-	-	-	3 (3.1%)	20,142 (0.3%)
県立農業大学校	-	1	-	-	1 (1.0%)	13,482 (0.2%)
教育財務課	2	5	4	6	17 (17.4%)	886,311 (14.3%)
県立図書館	-	-	-	1	1 (1.0%)	118,254 (1.9%)
警務課	-	2	-	-	2 (2.0%)	22,276 (0.4%)
情報管理課	3	1	1	2	7 (7.2%)	772,678 (12.5%)
地域課	-	-	-	1	1 (1.0%)	964,871 (15.5%)
サイバー犯罪対策課	1	1	1	-	3 (3.1%)	45,989 (0.7%)
刑事企画課	1	-	-	1	2 (2.0%)	58,534 (0.9%)
鑑識課	-	-	-	1	1 (1.0%)	373,092 (6.0%)
科学捜査研究所	3	1	3	-	7 (7.1%)	158,096 (2.5%)
交通指導課	1	-	-	1	2 (2.0%)	105,225 (1.7%)
交通規制課	-	2	-	1	3 (3.1%)	172,997 (2.8%)
計	28 (28.6%)	31 (31.6%)	16 (16.3%)	23 (23.5%)	98 (100%)	6,211,460 (100%)

エ 管理箇所・借用開始年度別内訳

監査対象機器のうち、借用物品の管理箇所・借用開始年度別点数は、表 10 のとおりである。平成 26 年度以前に借用開始したもの 9 点のうち、衛生環境研究センターの 8 点はモニタリングポスト等であり、国からの借用物品である。科学捜査研究所の 1 点は、平成 24 年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間で賃貸借契約していた微量薬物分析装置である。そのほかは、平成 27 年度以降に借用開始したものであり、特に令和元年度は大きく増えている。

[表 10 借用物品の管理箇所・借用開始年度別点数]

(単位：点)

管理箇所	借用開始年度別点数							
	～ H16	H17 ～ H21	H22 ～ H26	H27 ～ H28	H29	H30	R 1	計
県政情報課	-	-	-	-	-	2	2	4
税務課	-	-	-	2	-	-	3	5
市町村振興課	-	-	-	1	-	-	3	4
衛生環境研究センター	-	1	7	-	-	-	1	9
情報政策課	-	-	-	6	4	3	8	21
県立工科短期大学校	-	-	-	-	-	1	-	1
林務管理課	-	-	-	-	-	-	1	1
農林水産研究指導センター農業研究部	-	-	-	-	1	2	-	3
農林水産研究指導センター畜産研究部	-	-	-	2	-	-	1	3
県立農業大学校	-	-	-	-	1	-	-	1
教育財務課	-	-	-	7	2	5	3	17
県立図書館	-	-	-	-	1	-	-	1
警務課	-	-	-	1	-	-	1	2
情報管理課	-	-	-	3	2	1	1	7
地域課	-	-	-	-	-	-	1	1
サイバー犯罪対策課	-	-	-	-	-	-	3	3
刑事企画課	-	-	-	1	1	-	-	2
鑑識課	-	-	-	1	-	-	-	1
科学捜査研究所	-	-	1	1	2	1	2	7
交通指導課	-	-	-	2	-	-	-	2
交通規制課	-	-	-	-	1	-	2	3
計	-	1	8	27	15	15	32	98
	-	(1.0%)	(8.2%)	(27.5%)	(15.3%)	(15.3%)	(32.7%)	(100%)

(3) 処分物品

ア 分類・取得価格別内訳

監査対象機器のうち、処分物品の分類・取得価格別点数及び金額は、表 11 のとおりである。取得価格別の点数では、全体の 61.9% が 500 万円以上 1,000 万円未満であり、過半数を占める。分類別の点数では、精密機器・計測機器が全体の 44.4% と最も多く、次いで電気・電子機器が 27.0% を占めている。

[表 11 処分物品の分類・取得価格別点数及び金額]

(単位：点、千円)

分 類		取得価格別点数					取得価格 又は 評価額
中分類	小分類	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	計	
船舶	動力船	1	-	-	-	1 (1.6%)	5,888 (0.6%)
	無動力船	-	-	-	-	-	-
		1	-	-	-	1 (1.6%)	5,888 (0.6%)
車両及び運搬具	庁用自動車等	-	-	-	-	-	-
	運搬具	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
機械器具	産業用機器	4	1	2	-	7 (11.1%)	88,149 (9.2%)
	医療・衛生用機器	-	-	-	-	-	-
	精密機器・計測機器	13	7	6	2	28 (44.4%)	573,240 (60.0%)
	電気・電子機器	12	2	2	1	17 (27.0%)	209,736 (22.0%)
	教養・体育用機器	7	1	-	-	8 (12.7%)	66,288 (7.0%)
		36	11	10	3	60 (95.2%)	937,413 (98.2%)
事務・生活用品	事務用品	2	-	-	-	2 (3.2%)	11,671 (1.2%)
計		39 (61.9%)	11 (17.4%)	10 (15.9%)	3 (4.8%)	63 (100%)	954,972 (100%)

イ 分類・取得年度別内訳

監査対象機器のうち、処分物品の分類・取得年度別点数は、表 12 のとおりである。取得年度別の点数では、全体の 87.3% が平成 21 年度以前に取得（取得後 10 年以上経過）したものであり、全体の 52.4% が平成 16 年度以前に取得（取得後 15 年以上経過）したものである。

[表 12 処分物品の分類・取得年度別点数]

(単位：点)

分 類		取得年度別点数							
中分類	小分類	～ H16	H17 ～ H21	H22 ～ H26	H27 ～ H28	H29	H30	R 1	計
船舶	動力船	1	-	-	-	-	-	-	1
	無動力船	-	-	-	-	-	-	-	-
		1	-	-	-	-	-	-	1
車両及び運搬具	庁用自動車等	-	-	-	-	-	-	-	-
	運搬具	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
機械器具	産業用機器	7	-	-	-	-	-	-	7
	医療・衛生用機器	-	-	-	-	-	-	-	-
	精密機器・計測機器	19	8	1	-	-	-	-	28
	電気・電子機器	2	11	4	-	-	-	-	17
	教養・体育用機器	4	1	1	-	-	-	2	8
		32	20	6	-	-	-	2	60
事務・生活用品	事務用品	-	2	-	-	-	-	-	2
計		33 (52.4%)	22 (34.9%)	6 (9.5%)	-	-	-	2 (3.2%)	63 (100%)

ウ 管理箇所・取得価格別内訳

監査対象機器のうち、処分物品の管理箇所・取得価格別点数及び金額は、表 13 のとおりである。

[表 13 処分物品の管理箇所・取得価格別点数及び金額]

(単位：点、千円)

管理箇所	取得価格別点数					取得価格 又は 評価額
	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	5,000万円以上	計	
	1,000万円未満	2,000万円未満	5,000万円未満			
防災局防災対策企画課	－	－	1	－	1 (1.6%)	20,160 (2.1%)
衛生環境研究センター	3	3	2	1	9 (14.3%)	171,228 (18.0%)
観光局観光政策課	2	1	1	1	5 (7.9%)	235,855 (24.7%)
産業科学技術センター	5	2	4	－	11 (17.4%)	150,939 (15.8%)
県立工科短期大学校	4	1	2	－	7 (11.1%)	95,673 (10.0%)
県立大分高等技術専門校	－	1	－	－	1 (1.6%)	11,654 (1.2%)
農林水産研究指導センター農業研究部	1	－	－	－	1 (1.6%)	7,452 (0.8%)
農林水産研究指導センター水産研究部	1	－	－	－	1 (1.6%)	5,888 (0.6%)
日田土木事務所	－	－	－	1	1 (1.6%)	59,522 (6.2%)
体育保健課	8	1	－	－	9 (14.3%)	75,286 (7.9%)
国東高等学校	1	－	－	－	1 (1.6%)	6,201 (0.6%)
日出総合高等学校	－	1	－	－	1 (1.6%)	10,588 (1.1%)
大分舞鶴高等学校	－	1	－	－	1 (1.6%)	11,389 (1.2%)
大分工業高等学校	2	－	－	－	2 (3.1%)	10,891 (1.1%)
大分商業高等学校	1	－	－	－	1 (1.6%)	6,517 (0.7%)
鶴崎工業高等学校	4	－	－	－	4 (6.3%)	24,398 (2.6%)
大分東高等学校	1	－	－	－	1 (1.6%)	8,806 (0.9%)
海洋科学高等学校	1	－	－	－	1 (1.6%)	6,027 (0.6%)
日田三隈高等学校	1	－	－	－	1 (1.6%)	7,127 (0.8%)
日田林工高等学校	1	－	－	－	1 (1.6%)	9,975 (1.0%)
佐伯支援学校	1	－	－	－	1 (1.6%)	5,523 (0.6%)
大分豊府中学校	1	－	－	－	1 (1.6%)	6,148 (0.7%)
運転免許課	1	－	－	－	1 (1.6%)	7,725 (0.8%)
計	39 (61.9%)	11 (17.4%)	10 (15.9%)	3 (4.8%)	63 (100%)	954,972 (100%)

エ 管理箇所・取得年度別内訳

監査対象機器のうち、処分物品の管理箇所・取得年度別点数は、表 14 のとおりである。なお、令和元年度取得の体育保健課の 2 点については、いずれもバスケット台であり、県立総合体育館の大分市への移管に伴い譲与したものである。

[表 14 処分物品の管理箇所・取得年度別点数]

(単位：点)

管理箇所	取得年度別点数							
	～ H16	H17 ～ H21	H22 ～ H26	H27 ～ H28	H29	H30	R 1	計
防災局防災対策企画課	-	-	1	-	-	-	-	1
衛生環境研究センター	3	6	-	-	-	-	-	9
観光局観光政策課	5	-	-	-	-	-	-	5
産業科学技術センター	9	2	-	-	-	-	-	11
県立工科短期大学校	6	1	-	-	-	-	-	7
県立大分高等技術専門学校	-	1	-	-	-	-	-	1
農林水産研究指導センター農業研究部	-	-	1	-	-	-	-	1
農林水産研究指導センター水産研究部	1	-	-	-	-	-	-	1
日田土木事務所	1	-	-	-	-	-	-	1
体育保健課	5	1	1	-	-	-	2	9
国東高等学校	-	-	1	-	-	-	-	1
日出総合高等学校	1	-	-	-	-	-	-	1
大分舞鶴高等学校	-	1	-	-	-	-	-	1
大分工業高等学校	-	-	2	-	-	-	-	2
大分商業高等学校	-	1	-	-	-	-	-	1
鶴崎工業高等学校	-	4	-	-	-	-	-	4
大分東高等学校	1	-	-	-	-	-	-	1
海洋科学高等学校	-	1	-	-	-	-	-	1
日田三隈高等学校	-	1	-	-	-	-	-	1
日田林工高等学校	-	1	-	-	-	-	-	1
佐伯支援学校	-	1	-	-	-	-	-	1
大分豊府中学校	-	1	-	-	-	-	-	1
運転免許課	1	-	-	-	-	-	-	1
計	33 (52.4%)	22 (34.9%)	6 (9.5%)	- -	- -	- -	2 (3.2%)	63 (100%)

2 物品管理事務の概要等

今回監査対象とした機器等は、法第 239 条の物品に該当する。同条では、物品は、普通地方公共団体の所有に属する動産（現金、公有財産に属するもの及び基金に属するものを除く。）及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 78 条第 1 項の規定により都道府県警察が使用している国有財産及び国有の物品を除く。）とされ、公有財産、債権及び基金とともに「財産」とされている（法第 237 条、第 239 条）。

物品管理に関し必要な事項は、規則第 9 章でその手続が定められており、また、規則の運用については、「大分県会計規則の運用について」（平成 7 年 4 月 1 日付け会第 20 号出納事務局長通知。以下「運用通知」という。）が発せられている。その他、大分県県有財産条例（昭和 39 年大分県条例第 28 号。以下「条例」という。）に規定がある。

また、大分県高額機器の有効活用に関する指針（平成 22 年 11 月用度管財課伺定め。以下「指針」という。）に、高額機器についての定めがある。

(1) 物品管理事務の概要

ア 物品管理の流れ

物品の取得及び処分（売却又は棄却）に係る手続は図 1 のとおりである。

〔図 1 取得及び処分に係る物品管理のフローチャート〕

	物品管理者	出納員・物品出納員	保管責任者（使用職員）
取得	①取得 ②受入れの通知	③受入れ ④暫時保管	⑤物品の要求 ⑥交付決定 ⑦払出しの通知
処分	⑧払出し・交付 ⑨使用・保管 ⑩不用又は使用不能の申出 ⑪返納の指示 ⑪受入れの通知 ⑫返納 ⑬受入れ ⑭保管 ⑮不用の決定 ⑯売却又は棄却の決定 ⑰払出しの通知 ⑰払出し ⑱売却又は棄却		

イ 事務処理体制

(ア) 用度管財課

物品管理事務については、用度管財課が次に掲げる事務を分掌し、物品管理者並びに出納員及び物品出納員が行う事務処理の検査及び指導等を行っている（大分県行政組織規則（昭和 31 年大分県規則第 10 号）第 46 条）。

- 一 物品の取得、貸付け、修理及び処分に関する事
- 二 物品管理事務の検査及び指導に関する事
- 三 物品の出納、保管及び記録管理に関する事
- 四 用品調達特別会計に関する事
- 五 物品調達・管理方法の見直しに関する事
- 六 備品の有効活用に関する事
- 七 (略)
- 八 物品納入業者の入札参加資格の認定及び登録に関する事
- 九～十四 (略)

(イ) 物品管理者

知事又は知事の権限の委任を受けて物品を取得し、管理し、及び処分する者を「物品管理者」という（規則第2条第1項第7号）。

「かい」（※）にあつては、規則第4条及び大分県事務委任規則（昭和43年大分県規則第60号）第3条の規定により、かい長にこれらの権限が委任されている。

また、本庁等にあつては、大分県事務決裁規程（昭和43年大分県訓令甲第11号）等の規定により、各課（所、室）長が物品の貸付け、評価額100万円未満の寄附物品の受領等、物品の取得及び管理に関する意思決定の権限を与えられている。

※ 県の予算を執行する本庁等以外の事務所、事業所、警察署及び学校等であつて、規則別表第1及び別表第2に掲げるものをいう。

(ウ) 出納員等

物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）は、会計管理者が所掌し、本庁等にあつては、会計管理局に置かれる出納員及び必要に応じ置かれる物品出納員がその事務を補助する。

また、「かい」にあつては、出納員又は物品出納員に物品の出納及び保管の事務が委任されている（法第170条、規則第10条、第14条、第15条、大分県事務委任規則第4条、第6条）。

(エ) 保管責任者

使用中の物品の保管責任者は、特定の職員が職務上専ら使用する「専用物品」についてはその職員、不特定の職員の職務上の使用に供し、若しくは直接公共の用に供する「共用物品」については所属長の指定する職員とされている（規則第143条、運用通知第143条関係第1項）。

ウ 物品の区分及び分類

物品は、その性質及び形状により、備品、消耗品、材料品、動物及び生産製作品に区分され、さらに詳細な分類及び品目が、「物品分類表」で、使用目的に従

って定められている（規則第 141 条）。

エ 物品の交付

物品管理者は、備品の要求の申出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、備品使用簿により交付を決定し、出納員又は物品出納員に払出しの通知をしなければならない。通知を受けた出納員又は物品出納員は、備品使用簿に使用職員の受領印を徴して、当該備品を交付する（規則第 146 条）。

オ 物品の保管

会計管理者等及び物品出納員並びに保管責任者は、その保管する物品について滅失、損傷、盗難等の予防を嚴重にして一定の場所に保管しなければならない（規則第 159 条）。

カ 物品の部外貸付け

物品管理者は、その管理に属する物品を部外に貸付けようとするときは、当該物品の借受けをしようとする者から物品借受申請書を提出させ、物品部外貸付調書により、貸付けの決定をし、出納員又は物品出納員に払出しの通知をする。貸付けの決定をしたときは、物品貸付決定通知書を申請者に送付し、当該申請者から物品借受書を徴さなければならない（規則第 154 条）。

貸付け期間は、1 年（光ファイバーケーブルにあっては 10 年）をこえることができない。ただし、必要がある場合は、これを更新することができる（運用通知第 154 条）。

キ 物品の返納

職員は、その使用する物品が不用となったとき、又は使用に耐えなくなったときは、速やかに、物品管理者にその旨を申し出なければならない。申出を受けた物品管理者は、備品使用簿により出納員又は物品出納員に受入れの通知をするとともに、使用職員をして当該物品を返納させなければならない。

なお、本庁等の各課（所、室）において返納があった物品について、物品管理者が物品引継調書により不用又は使用に耐えないものと認めたときは、会計管理者に物品引継書を送付するとともに、当該物品を引き継ぐものとされている（規則第 147 条）。

ク 物品の処分・管理換

物品管理者は、返納された物品のうち使用不能なもの又は県において使用する必要がなくなったものについては、物品不用決定調書により不用の決定をしなければならない。不用の決定をした物品は、物品売却調書により売却する。ただし、売り払うことが不利又は不適當と認めるもの及び売り払う価値のないものについては、物品不用決定調書にその旨を記載して棄却することができる。

また、不用の決定をした物品を条例第 8 条の規定により譲与し、又は減額譲渡

しようとするときは、譲与又は減額譲渡を受けようとする者から申請書を提出させ、物品譲渡調書により譲与又は減額譲渡の決定をしなければならない（規則第148条）。

物品管理者は、物品の管理換えをしようとするときは物品管理換調書により決定をし、出納員又は物品出納員に払出しの通知をするとともに、管理換先の物品管理者に物品管理換書を送付しなければならない（規則第149条）。

ケ 帳簿

本庁等及び「かい」においては、物品の出納に関して帳簿を備え、必要な事項を記載しなければならない。ただし、備品の出納保管の状況は、備品管理システムに記録するものとする。また、借用物品は、県有物品の取扱いに準じて取り扱うこととされている（規則第161条、運用通知第161条関係）。

コ 重要物品

(ア) 重要物品の定義

本県では、地方自治法施行令第166条第2項の財産に関する調書に記載する物品は、一定の要件に該当する動力船、自動車、図書及び美術工芸品並びに取得価格又は評価額が200万円以上の備品とし、これらを「重要物品」としている。なお、重要物品は、その他の備品と区別して管理しなければならない（規則第142条）。

(イ) 重要物品の取得等に係る合議

重要物品の取得、処分及び貸付けについては、会計管理者等に合議しなければならない（規則第5条第1項第1号）。

(ウ) 重要物品に係るその他の取扱い

重要物品の効率的、計画的な運営活用を図るため、以下の取扱いが定められている（運用通知第142条関係）。

- a 処分（売却、棄却、譲渡、交換）する場合はその処分方法について事前に文書にて用度管財課（「かい」にあっては主管課を経由）へ協議すること。
- b 取得、処分及び貸付等の変動があった場合は、現況を把握する必要からすみやかに重要物品の変動報告書により用度管財課（「かい」にあっては主管課を経由）に報告すること。
- c 重要物品は、備品管理システムに登録する際、重要物品区分にチェックを入れ、写真を添付すること。

サ 備品管理システム

備品管理システムは、平成24年度に稼働した財務会計システムのサブシステムである。これにより、保有している備品情報がシステム化され、紙で管理されていた備品出納簿が不要となり、備品の取得から処分までの、登録、管理換え、

貸付け、処分等一連の備品管理事務がシステムデータを使って行われることとなった。

システム化により期待された効果として、次の事項が挙げられる。

(ア) 備品管理事務の省力化

各所属が用度管財課に要求し、用度管財課が調達した備品については、その情報が備品管理システムに反映されるため、備品の登録作業が容易にでき、登録もれや二重登録がなくなる。

また、登録内容の確認や変更が生じた場合の処理もパソコン上の画面で行うことができる。

(イ) 備品管理の適正化

備品管理システムで検索することにより、県全体の備品の管理状況を把握できる。

また、登録した全ての備品に一連の備品番号が付与されるため、備品を特定しやすくなる。

(ウ) 備品の有効活用

他所属の備品の保有状況が検索できるため、特定の備品の貸借が容易となる。

また、所属で使用する見込みのない備品、いわゆる「遊休物品」については、管理所属で遊休物品として登録されることにより、他所属から遊休物品のみを検索することができるため、不要となった所属から必要とする所属への管理換えが促進され、備品を有効活用できる。

シ 高額機器の相互利用・管理・活用・処分

指針において、次のとおり規定されている。

(ア) 高額機器の相互利用

相互利用を積極的に推進し、有効活用を図るため、備品管理システム等により各機関の高額機器の保有状況を共有するものとする。

また、試験研究機関は導入予定機器や相互利用可能な機器の一覧を作成し情報共有することや、利用に係る消耗品等の負担等についても定めている（指針第3）。

(イ) 高額機器の管理

高額機器の機能が十分発揮できるよう常に使用状況を把握し、適正な管理を行うため、原則として、高額機器ごとに使用簿を作成し、使用日数や校正及び修理の履歴、保守・点検について記録するものとする（指針第4）。

(ウ) 高額機器の活用

試験研究機関や県立学校等においては、今後使用する見込みがない機器（以

下「不用機器」という。)の情報をお互いに提供し合い、その他の機関は、備品管理システムに「遊休物品」として登録することにより共有して、管理換えの希望を募ることとする。

また、管理換えの希望がない高額機器については、ホームページ、新聞等県の広報媒体を積極的に活用して、民間企業、市町村、公的団体等に広く周知を図り、譲渡の希望を募ることとする(指針第5)。

(エ) 高額機器の処分

処分費用を軽減するため、用度管財課において一括契約し、処分を行うものとする(指針第5)。

ス 高額機器導入審査会(以下「審査会」という。)

指針において、新たな機器の導入にあたり、その必要性の有無を審査するために設置し、行政企画課長、財政課長及び用度管財課長で組織するもの。

次年度導入予定の機器について調査し、有効活用の観点から機器導入の必要性の有無について審査を行い、次に挙げるとおり要否判定を行う。

A: 導入の必要性が認められる機器で、相互利用を前提に導入するもの、又は導入後に相互利用が可能なもの

B: 導入の必要性が認められる機器で、相互利用は難しいが、単独で利用するもの

C: 導入の必要性が認められないもの

審査会により、導入の必要性が認められたA及びB判定の機器は、予算要求を行うことができる。

なお、有効活用の観点から導入の必要性が認められる機器とは、年間の使用頻度が高いと考えられるもの、法律等により定められた検査や災害時に使用する必要があるもの等をいう(指針第6)。

(2) 平成21年度行政監査の結果

過去に実施した類似テーマの平成21年度行政監査「高額設備等の活用状況について」において、試験研究機器や美術工芸品などの高額設備等を管理する49機関(58箇所)に対し、これらが有効に活用されているか、適正に管理されているかなどについて監査を行った。その結果、機器等の取得、利用及び処分に当たっては、経済的、効率的かつ効果的に行われることが重要であるとして、次のような意見を添えている。

ア 不用物品の活用を図るため、各所属の不用物品情報を一括して提示し、他の所属からの管理換え要望や、市町村、その他公共的団体等からの譲受希望を募る仕組みを検討すること

イ 不用物品及び使用不能物品の処分については、残存価値に留意し適時・適切に行うとともに、各所属の不用物品等を一括して棄却するなど、処分費用を軽減する方策を検討すること

ウ 現有機器等については、各所属間での相互利用を積極的に推進し、経費削減とさらなる有効活用を図ること。また、高額機器等の新たな導入に当たっては、幅広い用途に対応できる機器を導入し複数の所属の利用に供するなどの共同利用の仕組みを検討すること

エ より適正かつ効率的に物品管理事務を行うため、実用的な物品管理事務処理マニュアルを作成すること

これにより、用度管財課は指針を策定、また、「「物品管理」マニュアル」を作成し、毎年度、物品管理事務担当者を対象とした研修会を開催している。

なお、今回の行政監査で指針の遵守状況等を検証した結果は、「第4 監査の結果」の「1(3) 審査会」、「2(1)イ 指針に係る手続」及び「3 利用～有効に活用されているか」のとおりである。

(3) 平成27年度包括外部監査の結果

平成27年度に、「試験研究機関について」をテーマに、衛生環境研究センター、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センターを対象とした包括外部監査が行われ、機器の相互利用及び外部利用について、包括外部監査人から次のような意見が提出された。

3 試験研究機関の間での高額機器の利活用状況は改善傾向が見られるものの、より定期的に有効活用の周知ができていないかどうかといった啓発を行い、試験研究機関の間だけでなく民間貸出も含めて、できるだけ当該コストの効率性・有効性を高めるため、機器更新計画とも相まって、相互利用できるものはより積極的な活用促進を図られることが望ましい。

これについての対応策として、大分県試験研究機関連携会議（※）での機器情報の共有や機器更新計画の協議等による相互利用の促進、また、企業等への貸付けについても、機器リストの提供や積極的なPRによる利用促進を図っていくこととしている。

なお、今回の行政監査で機器の相互利用等について検証した結果は、「第4 監査の結果」の「3 利用～有効に活用されているか」のとおりである。

※ 衛生環境研究センター、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センターで構成される組織であり、令和元年8月からは科学捜査研究所が加わった。

第4 監査の結果

監査基準第 14 条第3項第1号から第7号（※）までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、重要な点については、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

また、是正又は改善を求める及び検討を求める事項は、後述のとおりである。

※ 第1号 この基準に準拠している旨

第2号 監査の種類

第3号 監査対象

第4号 監査対象機関名

第5号 監査を実施した期日又は期間

第6号 監査の主眼

第7号 監査の実施内容

なお、各号の具体的内容は「第2 監査の実施概要」に記載

1 導入 ～必要な検討がされているか

(1) 計画的な導入

産業科学技術センター等の試験研究機関をはじめ、監査対象機器を多く保有する管理箇所においては、5か年等の整備計画を作成し、計画的な導入を行っていた。

一方、整備計画を作成していない管理箇所においては、高額機器を導入する頻度が少ないため、必要に応じて検討するということがあった。

また、機器導入に係る選定機関を設置していたのは、監査対象機器の保有数量が最も多い産業科学技術センターのみであり、「大分県産業科学技術センター機器整備委員会」を設置し、購入予定機器の必要性、保守、仕様・性能等について審議している。議事録も整備されており、機器導入に当たって十分な検討が行われるための仕組みが整っていた。

なお、産業科学技術センターの機器整備委員会のような選定機関を設置していない管理箇所においても、まず所属内の担当班や実習の担当科等で必要性や機種の性能等を検討した上で所属長の決裁を受け、さらに主管課において調整が行われるなど、組織的な意思決定が行われていた。



監査対象機器のうち最新のもの

令和2年3月17日購入

静荷重試験機（産業科学技術センター）